

リファレンスガイダンス
第 R.5 章: 情報要件の適用化

改訂履歴

版	Section	変更点	原文の更新日	JETOC 資料*
			2008年5月	特集号 No.94 の第5章
第01版	全体	“ばく露に基づく免除 (EBW)” を “ばく露に基づく情報要件の適応化 (EBA)” に置き換る	2010年4月	
	5.1.2	改訂付属書XI(3)への適応化。付属書 XI(3)は定性的および定量的リスク特 性化を可能にさせる		
	5.1.3.1	改訂付属書XI(3)への適応化および原 文書の編集上の簡素化		
	5.1.3.2	改訂付属書XI(3)への適応化および原 文書の編集上の簡素化		
	5.1.3.3	編集上の簡素化		
	5.1.4.2	改訂付属書XIへの適応化		
	5.1.5	定性的EBAの正当化に関する1つの Sectionおよび定量的EBAの正当化に 関する1つのSectionを加えるための 再編。これは二重情報になったので序 文 (5.1.5.1) およびSection 5.1.5.3が 削除する		
	図 5.1	3つのEBA選択肢間の共通点および 相違点をより明らかに示すために作 業の流れを書き直した。		
	ボックス1	改訂付属書XIにおけるクライテリア b および c に関する側面により更新 された。		
	ボックス2	改訂付属書XIにおけるクライテリア b および c に関する側面により更新 された。 付属書XI(3)b/c の例(コンプレッサー 液) の包含 付録1の包含		

	5.1.5.3.2 および 5.1.5.3.3 (以前は 5.1.5.4)	“厳しく管理された条件” およびア ーティクルライフサイクルステージ および廃棄物ライフステージからの “放出なし”の理解に関する手引の包 含。“放出なし”そして、それ故の ばく露の除外を立証することができる 方法を説明する。ここに包含される 手引文書は、アーティクル中の物質に 関する手引中の相当するSectionと一 致する。		
	5.1.5.3 (以前は 5.1.5.5)	改訂付属書XIへの適応化		
	5.1.6.1	Section 5.1.6.1および5.1.6.2は、文書 化要件に関して第2列および付属書XI の適応化が異なることを強調して、見 出しの文書化の下に一つにまとめら れている。 ばく露シナリオ書式の参照の更新。		
第02版	R.5.1.1.	用語の参照に基づいて、パラグラフが 更新されている。	2010年8月	
	R.5.1.3.1	本パラグラフは、付属書XI section 3.2 (c) の正当化に関して改訂されてい る。		
	R. 5.1.5.3	TTC およびカットオフ値への言及は 除かれている。		
第03版	R.5.1.5.2.2	本パラグラフが削除されている。改訂 された‘ 中間体に関する手引’ への 言及が行われている。	2010年10月	
	図R5-1	定性的および定量的経路への言及が 除かれており、用語の定性的経路が言 い直され、それに合うように脚注 3 で明確にされている。		
	R.5.2.1.4	このSectionは少し更新されている。		
第04版	R.5.1.1	用語の“適応化”は草案手引のV.04 でレビューされている。試験の省略へ の言及のみが行なわれる場合(例え ば、付属書XI section 3、または情報 の省略を扱う第2列のセクション)、 次に、“省略”(=免除)への参照が 用いられる。Section R.5.1.1における 太字の表現は言い直されている。	2010年11月	

	R. 5.1.4.1	1つの表現が削除されている		
	R 5.2.1.4	このSectionは、V.02において以前に行われたように再び言い直されている。		
	付録 1	タイトルが差し込まれている		
第2版	R.5.1.1	脚注が差し込まれている	2010年12月	
	R 5.1.3.2	本パラグラフは、‘中間体に関する手引’の第2版と合わせるために改訂されている		
	参照	この章は、参考文献は、もはや適切でないので除かれる。脚注4は、唯一残されている参考文献として差し込まれている。		
第2.1版	全体	CLP参照によってDSD/DPDに対する参照を置き換える訂正 編集上の変更	2011年12月	特別資料 No.340 の第 R.5 章

*JETOC 発行資料の番号をクリックすると資料購入ページにリンクします。

第 2.1 版の構成内容（特別資料 No.340 の第 R.5 章）

目次

R.5	情報要件の適応化.....	8
R.5.1	情報要件のばく露に基づく適用化および契機 (triggering)	8
R.5.1.1	本セクションの目的.....	8
R.5.1.2	ばく露に基づく適用化の序文.....	9
R.5.1.3	ばく露に基づく適用化のための指針.....	10
R.5.1.4	ばく露に基づく適用化の選択肢.....	13
R.5.1.5	ばく露に基づく適用化の正当化.....	15
R.5.1.6	ばく露に基づく適用化の文書化および情報伝達.....	24
R.5.1.7	ばく露に基づく契機 (triggering)	25
R.5.2	付属書 XI section 1 および section 2 の下での適応化	25
R.5.2.1	試験は科学的に必要でないと思われる	26
R.5.2.2	試験が技術的に可能でない.....	28
図		
図 R.5-1	ばく露に基づく適用 (EBA) を決定するための 系統図.....	17